

京都府	質問内容	回答
1	宿泊日数の上限はありますか。	京都府の補助上限は、1人当たり延べ5泊までです（周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除く）。連続5泊ではなく、期間中延べ5泊です。
2	支援額の総額はいくらですか？	京都府は約9千7百万円です。申請時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。
3	子どもも対象となりますか？	"大人も子供も同額で対象になります（但し、宿泊代金が4,000円未満の場合、その実額が助成金の対象となります。幼児など無料扱いの方は対象外となります。）"
4	途中で対象外の府県に宿泊しても大丈夫ですか？	連続で、対象府県（岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県）に京都府を含む2府県以上、合計2泊以上する必要があります。 例) 1泊目京都府→2泊目対象外の県→3泊目山口県は、対象外となります。
7	日帰りプラン（温泉と食事の組み合わせなど）は利用できますか。	宿泊を伴わない場合は対象となりません。
8	連泊で12月2日にチェックアウトする場合は、どのようになりますか。	11月30日宿泊分までが対象となります。12月1日宿泊分は対象となりません。また、それ以前に京都府を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊があることが条件です。例えば11月30日に京都府、12月1日に山口県に宿泊した場合は、本事業の対象外となります。
9	旅行事業者からの宿泊手配分は対象ですか。	予約方法に指定はありません。ただし、補助金の請求は旅行者本人で行っていただく必要があります。また、平成30年8月28日（火）以降の予約であることが条件です。
10	「周遊旅行促進事業の旅行者自身が請求する方法」の対象商品について教えてください。	旅行会社が取扱う旅行商品（店頭・新聞・WEB）や旅行サイトで販売する宿泊プラン、宿泊施設が自社サイトで販売する宿泊プラン等、本事業が定める「対象となる内容」を満たしていれば対象商品となります。
11	周遊旅行促進事業の「旅行者自身が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型に限る）」と「旅行者自身が請求する方法」を併用して利用することはできますか。	できません。二重利用は禁止されています。
12	他の補助金・助成金等との併用は可能ですか？	補助金・助成金の種類によって回答が異なりますので、事務局へお問い合わせください。
14	施設や旅行者側で本事業のプロモーションを行ってもいいでしょうか？	お願いいたします。ロゴ等は下記ホームページからダウンロードください。また、その際は二重価格表記違反にご注意ください。 併せて「6.（旅行者向け）割引された企画旅行を販売するためには」もご参照ください。 https://fukkou-shuyu.jp/logo.html
15	入湯税は宿泊料金に含めてもいいですか？	入湯税や消費税を含めない料金が補助金の対象額となります。
16	外国人も補助対象となりますか？	国内に口座を持つ個人・法人であれば、どなたも対象です。

京都府	質 問 内 容	回 答
17	京都府内の連泊は適用されますか。	同一府県のみでの宿泊の場合は対象になりません。連続で、対象2府県以上、2泊以上の宿泊が対象となります。また、京都市内の宿泊は対象になりませんのでご注意ください。